

## 陳情文書表

受付番号	第22号
件名	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の代替施設について全国の自治体を等しく候補地とし、国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書を求める陳情
受付年月日	平成30年4月18日
陳情者	三田市 小宮 勇介
要旨	<p>《陳情の要旨》</p> <p>名護市辺野古において新たな基地の建設工事が進められていることは、日本国憲法が規定する民主主義、地方自治の本旨並びに法の下の平等の各理念からして看過することの出来ない重大な問題である。</p> <p>2014年の名護市長選挙、沖縄県知事選挙、衆議院選挙、2016年の参議院選挙、等を通じて「辺野古の米軍新基地建設反対」という、沖縄県民の意見が示されていることは、間接民主主義における正当な表明である。</p> <p>普天間基地の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や地政学的理由が根拠薄弱であることはすでに指摘されており、「0.6%の土地に70%以上の米軍専用施設が集中する」という沖縄の訴えには、「8割を超える国民が日米安全保障条約を支持しておきながら、沖縄にのみその負担を強いるのは、『差別』、『不平等』、『植民地扱い』ではないか」との問い合わせが含まれている。</p> <p>名護市辺野古に新基地を建設する国内法的根拠としては、内閣による閣議決定（2006年5月30日及び2010年5月28日付け）があるのみである。</p> <p>本来、少なくとも、1996年のSACO合意で当時の橋本總理大臣とモンデール駐日大使が「今後5年ないし7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する」との発表をした際、代替施設が必要だというのなら、沖縄の歴史と米軍基地の偏在に鑑み、沖縄県以外の全国の自治体が等しく候補地となり国民的議論において決定すべきであった。</p> <p>しかし、政府は、「辺野古が唯一」とだけ繰り返し、同じ沖縄県の辺野古に新基地の建設を強行していることは、憲法14条に定める「法の下の平等」の理念に反するものである。</p> <p>沖縄県民は、憲法の理念に適合する立憲主義的な取り組みを求める。</p> <p>つまり、まず沖縄の負担軽減のため、沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではない。また、次に述べる国民的な議論を深める過程では、辺野古新基地建設工事を進めるべきではないから、工事はただちに中止すべきである。</p> <p>次に普天間基地代替施設は、沖縄以外の全国が等しく候補地となり、当事者意識をもって国民的な議論を深めていくべきである。日米安全保障条約の維持に消極的な立場があるとしても、8割を超える国民世論の支持を得ているなかにおいて、その負担を軽減するためには、まずは、沖縄県以外の全国の自治体が等しく候補地となり、日米安保の維持、解消、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは、国民全体で議論すべき問題である。</p> <p>そして国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという世論が多数を占めるのなら、民主主義及び憲法の精神に則り、一地域への一方的な押し付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより決定することを求めるものである。それが、近代立憲国家の憲法で保障する民主主義（民主制+少数者の権利保障）である。</p>

《陳情事項》

下記を議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出されたい。

記

1. 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、米軍普天間基地を運用停止にすること。
2. 普天間飛行場の代替施設について、沖縄県以外の全国のすべての自治体を等しく候補地とすること。
3. その際、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
4. 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、その結果責任を負い、民主主義及び憲法の精神に則り、一地域への一方的な押し付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより決定すること。

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理、内閣官房長官、外務、防衛、国土交通、総務、内閣府特命担当（沖縄及び北方対策）各大臣

付託委員会

経営政策常任委員会